

山口県立こころの医療センター清掃業務委託に係るプロポーザル実施要領

第1 目的

この要領は、山口県立こころの医療センター（以下「こころの医療センター」という。）における病院清掃について、患者満足度の向上を図りながら、効率的な人員体制で安全かつ安定的な提供を実施することのできる者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

第2 委託業務の概要

(1) 業務名称

山口県立こころの医療センター清掃業務委託

(2) 業務内容

- ① 清掃業務
- ② 施設等管理業務
- ③ 衛生管理業務
- ④ 業務管理業務
- ⑤ 研修等業務
- ⑥ 労働安全衛生管理業務

※ 業務の詳細は、別紙「山口県立こころの医療センター清掃・じん芥処理業務委託共通仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

(3) 実施場所

宇部市大字東岐波4004-2 山口県立こころの医療センター

(4) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

(5) 提案価格の上限額（委託期間の総額）

16,496,700円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

※消費税の変更がある場合は別途対応とする。

第3 参加資格要件

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者に限る。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- ② 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、清掃業務の特A等級又はA等級に格付けされている者であること。
- ③ 本社または受任者所在地が宇部市、山口市、山陽小野田市のいずれかに有していること。
- ④ 一般財団法人医療関連サービス振興会の認定制度による院内清掃の医療関連サービスマークの交付を受けている者
- ⑤ 平成31年1月1日以降に履行が完了した許可病床数180床以上の医療機関での病院清掃に関する受託実績について、1年以上の契約実績を有すること。

- ⑥ 公募の開始の日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

第4 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限等

この手続に参加を希望する者は、(1)に掲げる書類を提出すること。

なお、参加表明書等提出後に、第3の要件を満たさなくなった場合には、速やかに「辞退届」(様式7)を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 応募者概要書(様式2)
- ③ 清掃業務実績表(様式3)
- ④ 医療関連サービスマーク認定書(写)

(2) 提出方法等

① 提出方法

郵送(書留)又は持参により提出するものとする。

② 提出期間

令和6年 2月5日(月) 午前9時から

令和6年 2月16日(金) 午後5時まで

※ 郵送(書留)の場合も含め、締切時刻以降の受付は行わない。

③ 提出先

- ・ 名称 山口県立こころの医療センター 事務部
- ・ 住所 〒755-0241 宇部市大字東岐波4004-2
- ・ 電話 0836-58-2370・FAX 0836-58-6503

(3) 企画提案書提出者の決定および通知

上記期間内に参加表明書の提出のあった者に対し、第3に掲げる応募資格要件を全て満たしているか否かを確認した後、令和6年2月22日(木)までに確認結果をファクシミリで通知する。

(4) 貸出図書

① 交付期間

令和6年 2月5日(月) 午前9時から

令和6年 2月16日(金) 午後5時まで

② 交付場所

- ・ 名称 山口県立こころの医療センター 事務部
- ・ 住所 〒755-0241 宇部市大字東岐波4004-2
- ・ 電話 0836-58-2370・FAX 0836-58-6503

第5 質問事項の受付及び回答

本要領等の内容についての質問は、「質問書」(様式4)により提出すること。

① 受付期間

令和6年 2月5日(月) 午前9時から

令和6年 2月16日(金) 午後5時まで

なお、締切時刻以降の質問は、受け付けない。

- ② 受付場所
第4の(2)－③に同じ。
- ③ 提出方法
電子メールによる質問のみとする(様式4をWord形式のファイルで提出)。
なお、送信時には受付場所あてに必ず到達確認の連絡を行うこと。
電子メール(アドレス): shiraishi.kenta@ymghp.jp
- ④ 回答方法等
令和6年2月27日(火)までに、応募者(参加表明書提出者)全員に対し、「参加表明書」(様式1)に記載された連絡先に電子メールで回答する。

第6 現場見学

現場見学を希望する者は、令和6年2月16日(金)午後5時までに、「現場見学希望申請書」(様式5)を提出すること。なお、1参加者当たり2名までとする。

第7 企画提案書の提出

参加資格を有すると認められた者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。なお、様式は下記とおりとする。

(1) 提案内容

下記に示した内容を記載して提出すること。

① 見積額に関する事項

概算見積書(様式6)に積算内訳を添付して提出すること。

② 技術提案書(様式8～11)

可能な範囲で規定マニュアル等を添付すること。

(2) 作成時の留意事項

① 作成に当たっては、別紙「山口県立こころの医療センター山口県立こころの医療センター清掃・じん芥処理業務委託共通仕様書」を参考とすること。

② 提案書は、1社1提案とする。

③ 提出書類は、A4縦、横書き(10.5ポイント)、左綴じとする。

④ 提案書を提出した後の訂正、追加、差し替え等は認めない。

⑥ 提出された提案書に、「虚偽の内容が記載されているもの」又は「企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの」の何れかに該当する場合は、無効とする場合があるので注意すること。

(3) 提出方法

郵送(書留)又は持参により提出するものとする。

① 提出期間

令和6年 2月16日(金)午前9時から

令和6年 2月27日(火)午後5時まで

※ 郵送(書留)の場合も含め、締切時刻以降の受付は行わない。

② 提出先

第4の(2)－③に同じ。

③ 提出部数

原本(押印したもの) …… 1部

写 …… 5部

(4) 提案書類の取扱い

- ① 提案書類は、返却しない。
- ② 提出された提案書類は、選定を行う作業等に必要な範囲において複製する。
- ③ 提出された参加表明書、質問書及び提案書類は、本業務の受託候補者の選定以外の目的には使用しない。
- ④ 提出された提案書類は、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）に基づく情報公開請求の対象とする。ただし、同条例第11条各号に掲げる事項については非公開とする。
- ⑤ 提案価格の上限額を超える提案については、審査を行わない。

第8 最優秀提案者等の決定方法及び契約の締結

① プレゼンテーションの実施

山口県立こころの医療センター清掃業務委託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、提出された企画提案書及び企画提案者の行うプレゼンテーションの内容について、審査委員が別添「評価項目」について審査を行い、各審査委員が採点した合計点が最も高いものを最優秀提案者として選定する。

なお、評価点と同じ場合には、各参加者から提示された委託期間中の価格の総額を最終の指標とする。

実施日：令和6年3月5日（火）（予定）

（参加表明者に実施時間や会場等、応募者多数の場合は追加日を別途通知する）

※ 提案書作成担当者は、必ず出席すること。

※ パソコンやプロジェクターは参加者側で準備すること。

② 審査結果の通知

審査結果は、令和6年3月中下旬までにプレゼンテーション参加者全員に文書により通知する。

③ 契約の締結

選定後、山口県立こころの医療センターと受託候補者は、企画提案の内容をもととして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議・交渉を行い、この交渉が整った場合は、随意契約の手続きを行う。但し、交渉が不調となった場合は、審査委員会で次点となった参加者を受託候補者として交渉を行う。

なお、翌年度以降、当院の予算において、本業務にかかる金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除できるものとする。

第9 その他の留意事項等

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語及び日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 書類作成、プレゼンテーション等、本件提案に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) その他、本件に関する問い合わせ窓口は、下記のとおり。

なお、本件に係る書類の交付、書類の受付及び問い合わせ等の窓口対応は、休日（土日及び祝日）には行わないので注意すること。

○ 受付窓口 山口県立こころの医療センター 事務部 施設担当

・ 住所 〒755-0241 宇部市大字東岐波4004-2

・ 電話 0836-58-2370・ FAX 0836-58-6503